

神石高原町森林整備計画

計画期間
自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

神石高原町



神石高原町 位置図



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6

II 森林整備の方法に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	15
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	15
5	その他必要な事項	15
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	16
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	18
2	保育の作業種別の標準的な方法	18
3	その他必要な事項	19
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	20
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法	23
3	その他必要な事項	23
	別表1 公益的機能別施業森林の区域	24
	別表2 施業の方法（旧油木町）	24
	別表2 施業の方法（旧神石町）	30
	別表2 施業の方法（旧豊松村）	37
	別表2 施業の方法（旧三和町）	40
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	48
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	48
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	48
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	48
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	48

5	その他必要な事項	48
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	49
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	49
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	49
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	49
4	その他必要な事項	49
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	50
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	50
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	51
3	作業路網の整備に関する事項	51
4	その他必要な事項	52
第8	その他森林整備の方法に関する必要な事項	53
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	53
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	53
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	54
4	その他必要な事項	54

III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	55
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	55
2	その他必要な事項	55
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	55
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	55
2	鳥獣害による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	56
3	林野火災の予防の方法	56
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	56
5	その他必要な事項	56

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	57
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	57
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	57
4	その他必要な事項	57

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	58
2	生活環境の整備に関する事項	61

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	61
4	森林の総合利用の推進に関する事項	61
5	住民参加による森林の整備に関する事項	62
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	62
7	国有林と連携した森林整備等に関する事項	62
8	その他必要な事項	62

参考資料

1	人口及び就業の構造	64
(1)	年齢層別人口動態	64
(2)	産業部門別就業者数等	64
2	土地利用	64
3	森林転用面積	65
4	森林資源の現況等	65
(1)	保有形態別森林面積	65
(2)	在町者・不在町者別私有林面積	65
(3)	民有林の齢級別面積	66
(4)	保有山林面積規模別林家数	66
(5)	作業路網の状況	66
ア	基幹路網の現況	66
イ	細部路網の現況	66
5	町における林業の位置付け	67
(1)	産業別総生産額	67
(2)	製造業の事業所数，従業員数，現金給与総額	67
6	林業関係の就業状況	67
7	林業機械等設置状況	68
8	林産物の生産概況	68
9	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	68
10	その他必要なもの	69

1 森林整備の現状と課題

本町は、広島県の東部に位置し、標高 400m から 800m の高原地帯で、起伏の穏やかな高原を形成しています。また、町内を流れる成羽川や帝釈川など大半は、岡山県へ流下し瀬戸内海へ注ぐ高梁川水系に属しており、西部河川の一部が江の川水系、南部河川の一部が芦田川水系に属し、重要な水源地域となっています。

本町の森林面積は 30,642ha で、町の総面積の 80% を占めており、民有林面積は 26,951ha で、森林面積の 88% を占めています。このうち、8,736ha が人工林であり、樹種別面積割合は、スギ 20%、ヒノキ 74%、マツ 4% と全県に比べてヒノキの割合が高く、人工林率 32% は県平均とほぼ同等であり、木材生産機能の発揮が期待されます。しかし、50 年生以下の林分が 4,095ha で 47% と多く占めており、今後、森林の多面的機能の高度発揮の観点から、まとまった高齢林については、集約化による搬出間伐や皆伐を適正に実施していくことが重要です。

本町の森林は、北部地域に多く分布する人工林と南部地域に多い天然性アカマツ林に大きく分けられ、適切な森林整備による水源かん養機能などの森林の有する多面的機能の発揮が期待されています。

人工林については、所有形態が小規模零細であり、林業採算性の悪化、過疎・高齢化の進行などによる森林所有者の林業経営意欲の低下から、間伐等の手入れ不足の森林が増加しています。そのため、森林の適切な整備を図るには、所有形態が小規模分散型の森林を団地化し、提案型集約化施業^{*1}を拡大していくことが求められています。

また、路網の整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入により、生産性の向上を図るとともに、生産ロットの拡大に合わせて、中間土場等を活用した物流の効率化により、木材生産の低コスト化を図り、搬出間伐の推進と、計画的な伐採と更新を推進することが重要です。

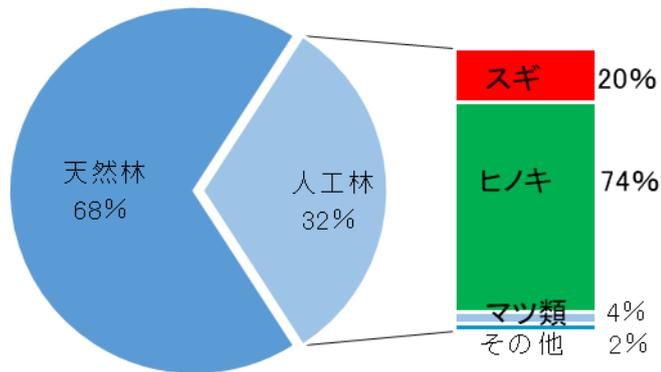
天然性アカマツ林については、松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない松林は被害木の伐倒駆除を行うなど、被害の状況に応じて効果的な対策で、松林の保全を図る必要があります。

そのため、森林総合研究所の水源林造成事業等を活用し、松枯れ被害地域の樹種転換を図っていきます。また、町内外の素材生産業者により、製紙や木質バイオマス発電用向けに天然林が伐採されていますが、その多くが町外の発電施設等に出荷されているため、町内でのバイオマスの利活用を検討する必要があります。

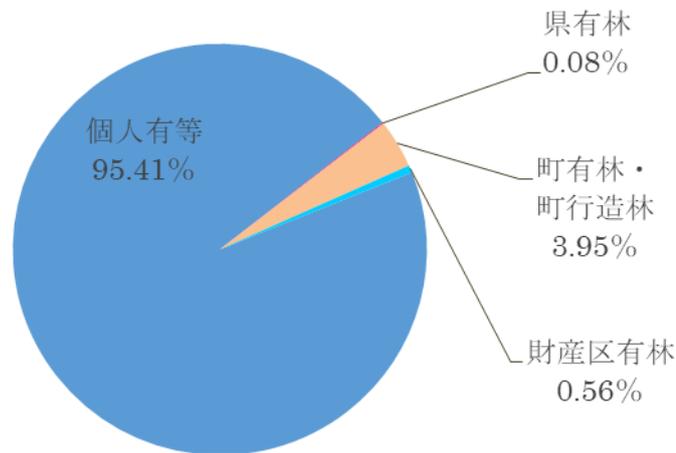
^{*1} 提案型集約化施業とは

複数の森林所有者に対し、木材の販売見込み額など、事業を実施した場合の収支を明らかにした見積り（森林施業提案書）を提示して、所有者の施業に対する関心を高め、森林経営受託契約等を締結しつつ、集約化して施業を行う取り組みです。

林種・樹種別森林面積



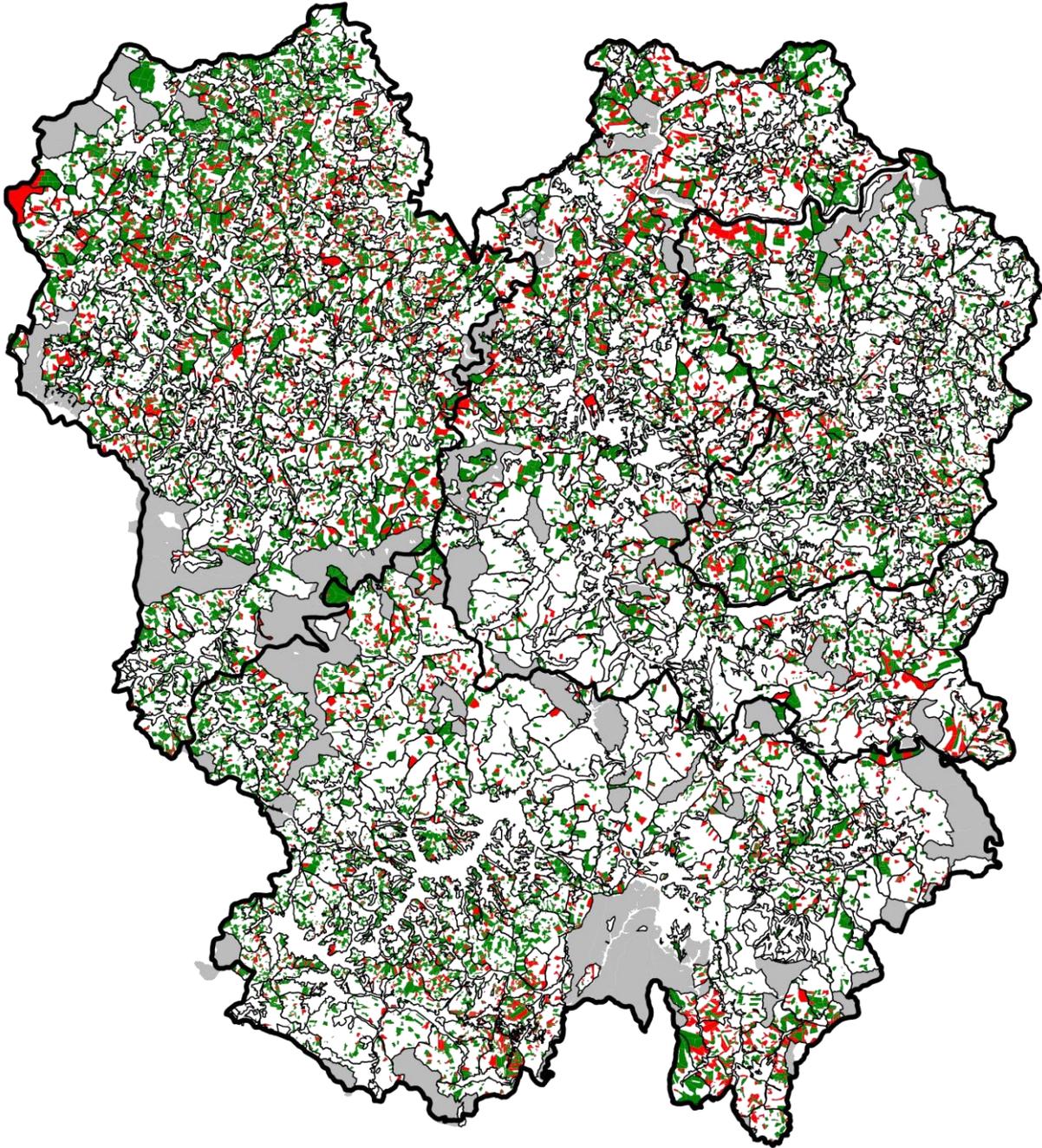
所有形態別森林面積（人工林）



スギ・ヒノキ人工林齢級別面積



スギ ■
ヒノキ ■



スギ・ヒノキ人工林分布図

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の5区分に分類するとともに、広島県が策定した「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進していきます。なお、これらの機能は、重複することがあります。

① 水源かん養機能を重視する「水源かん養機能維持増進森林」

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指します。

② 山地災害防止及び土壌保全機能を重視する「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指します。

③ 生活環境保全機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指します。

④ 保健文化機能を重視する「保健機能維持増進森林」

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林、または、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指します。

また、生物多様性保全機能の維持増進を行う森林として、原始的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林を目指します。

⑤ 木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源かん養機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小及び分散を図ることとします。

また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

② 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。

また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。

③ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。

④ 保健機能維持増進森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。

⑤ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することを基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

持続可能な森林経営の実現を図っていくためには、必要な森林施業を効率的で着実に実行しなくてはなりません。そのためには、小規模分散型の森林を集約し、団地化して、路網整備を行い、高性能林業機械を用いて効率的な森林整備を行うことが必要です。団地化するためには、森林情報の集積と施業内容やコスト計算などの精度の高い施業プランを提案する提案型集約化施業と施業プランナーの育成、面的なまとまりによる森林経営を推進するため、森林経営計画の樹立を推進する必要があります。

また、高性能林業機械の導入、簡易で耐久性のある路網整備など林業機械と路網を組み合わせた高効率・低コストで安全性の高い作業システムの確立で木材生産の効率化・低コスト化に取り組まなければなりません。

さらには、国有林と隣接する団地においては、国有林及び関係機関と一層連携を強化して、国有林で行っている森林共同施業団地の設定等による民国が一体となった団地化への検討も行い、計画的な路網整備や事業量の確保等による効率的な森林整備を推進することも必要となります。

こうした取組は、町、森林管理署、県、民間林業事業者、森林所有者等が相互に連絡を密にし、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進することが重要です。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって 生立する樹種	主として植栽又は下種によって 生立する広葉樹
本町全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯^{※1}を設け、適確な更新を図ります。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とします。

※1 保残帯とは

保安林制度における、立木の伐採による伐採跡地間の距離の基準や、その他、森林の最小単位等に用いられる20m幅以上の森林を指します。（20m未満の幅が20m以上連続している場合、一つの伐採跡地として取り扱われます。）

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとしします。

なお、立木の伐採に当たっては、次の①～⑤に留意するものとしします。

森林の伐採に当り留意すべき事項

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保すること。
- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮すること。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、2によるほか、以下のとおり取り扱うものとしします。

(1) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年8月5日広島県農林水産局林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとしします。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとする。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとしします。
- ② 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとしします。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとしします。

します。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

(2) 伐採の周知について

1.0haを超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとします。

(例) 沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ，斜面中～上部はヒノキとするなど，植栽場所の地形や土壌に留意して選定してください。

次表以外の樹種を植栽しようとする場合には，本町の林務担当部局と相談するなど，適切な樹種を選定することとします。

なお，苗木の選定については，エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとします。

人工造林の対象樹種

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ，ヒノキ，アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類，カシ類，カエデ類，サクラ類，シデ類等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は，次表に示す本数を標準として，決定します。

なお，次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には，本町の林務担当部局と相談するなど，適切な植栽本数を選定することとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	中仕立	2,000～3,000本
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000本
クヌギ	中仕立	3,000～4,000本
アカマツ	中仕立	3,000～5,000本

注 広島スーパーマツは，アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとします。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒時期を避けて植付けを行うこと。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりとします。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	人工造林の場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
		択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
	択伐	

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ります。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、**広島県天然更新完了基準^{※1}**により森林の確実な更新を図るものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとします。

天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類, カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、樹高が30cm以上かつ草丈以上のものに限る。)とします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000本/ha

イ また、天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとします。

※1 広島県天然更新完了基準とは

広島県内の天然更新の対象地、対象樹種、更新及び更新補助作業、更新が完了した状態(更新完了基準)、更新調査の方法等について定めたものです。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かきまたは植込みを行うこととします。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によります。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとします。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ④ 周辺の伐採跡地の天然更新の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとします。

なお、天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため、次表に示された森林以外においても、5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合には、本基準に照らして現地確認等を実施して可否を判断するものとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

- (1) 更新に係る対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1)による。
 - イ 天然更新の場合
2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐^{※1}は，森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため，次表に示す内容を標準として，適切な時期，方法により実施するものとし，長伐期施業^{※2}を実施する森林については，参考表を用いるものとします。

なお，次表又は参考表により難しい場合は，標準伐期齢未満の森林は10年に1回，標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施します。

また，間伐率については，材積に係る伐採率が35%以下であり，かつ，伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが，柱材を生産目標にする場合は，3回目以降の間伐を省略する。なお，林齢の目安は，I等地とII等地の中間値とした。

※1 間伐とは

林冠がうっ閉し過密状態の森林の一部を伐採して林分密度を調整する施業であり，残存木の成長促進，劣勢木や被害木の除去，林床の光環境の改善により下層植生を発達させるために実施します。

なお，間伐の種類は，選木を重視する定性間伐と，列状間伐のように，選木を重視しない，あるいは間伐率に基づき機械的に伐採木を決める定量間伐があります。

※2 長伐期施業とは

森林法施行規則による基準では，「標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林」と定義づけられています。

スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	標高21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	標高15m	標高18m	27～31	
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

アカマツ

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数 (参考表)

生産目標を造作材(末口径30cm以上の大径材生産)とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補(平成19年3月改訂)」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
スギ	16	20年生から50年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割,以降20年ごとに2割
ヒノキ	14	15年生から75年生まで15年毎に3割,以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施します。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈	スギ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、林地に応じて適時行う。	
	ヒノキ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5		
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時行う。	
			2,000	16～21						
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14						
			2,000	15～20						
	アカマツ	II	3,000～5,000	10						

注1 地位級のI, IIはI等地, II等地を表す。2 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとする。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎仕立	1,500本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期(林齢)		間伐の方法	
		初回		間伐率	選木の方法
910本/ha		樹高16m		30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。
[参考]間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数26	17			
	地位指数24	18			
	地位指数22	20			
	地位指数20	22			
	地位指数18	25			
	地位指数16	30			

間伐実施前の成立本数	1,300 本/ha	
------------	------------	--

注 コウヨウザンの地位指数・・・30年生時の樹高

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導します。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとします。

- (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(水源かん養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林^{※1}、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林等とし、当該森林の区域は、別表1のとおりとします。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐期の間隔の拡大を図ることとし、その区域については、別表2のとおりとします。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって 生立する樹種	主として植栽又は下種によって 生立する広葉樹
本町全域	45年	50年	40年	50年	30年	55年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、別表1のとおりです。

^{※1} 保安林とは

森林法のに基づき、森林の有する公益的機能を発揮のため指定される森林であり、伐採や土地の形質の変更が制限される。水源かん養のほか、土砂流出防備、なだれ防止、保健などの保安林があります。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
(山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)

土砂崩壊防備保安林，土砂流出防備保安林や，砂防指定地，保安施設地区等について定めるものとします。

具体的には，地形の傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもっている箇所，基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線上にある箇所，流れ磐となっている箇所，土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等とします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
(快適環境形成機能維持増進森林)

該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
(保健文化機能維持増進森林)

保健保安林，風致保安林，国定公園第1種及び第2種特別地域，県立自然公園第1種及び第2種特別地域，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，特に生物多様性の保全が求められる森林，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には，湖沼，瀑布，渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林，希少な生物の保護のため必要な森林等とします。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに，天然力も活用した施業，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業及び美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進します。

このため，アの①から③の森林のうち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を

推進すべき森林とし、それ以外の森林については、**複層林**^{※1}施業を推進すべき森林とします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域、その他の森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本町全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

※1 複層林とは

一つの林分で、複数の樹冠により構成されている森林。上下層による垂直方向の複層林（択伐林）と帯状やモザイク林等の水平方向の複層（相）林があります。育成複層林施業は、人為的に複層林へ誘導するための受光伐や樹下植栽等の施業のことを指します。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(木材生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林は、別表1のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1に定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定します。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、植栽による更新を行うこととします。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm, 時期：林齢

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の目安
		生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	I等地	一般建築材	中仕立	31(22)	50(35)
		造作材	中仕立	40	50
	II等地	一般建築材	中仕立	25(22)	50(50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I等地	一般建築材	中仕立	26(22)	55(40)
		造作材	中仕立	34	80
	II等地	一般建築材	中仕立	21(19)	55
アカマツ	II等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級，主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり，括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

1及び2で定めた公益的機能別施業森林等の区域については、区域の重複は可能ですが、2の(1)の区域が1の(2)の区域と重複する場合、より高度な公益的機能を高めるため1の(2)の区域を優先し、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林を除き、重複しないこととします。

また、公益的機能別施業森林等の区域が重複する場合の森林施業の方法については、森林の公益的機能を高める施業の方法を優先するものとします。

このため、択伐による複層林施業を推進すべき森林が最も高く、次に、複層施業を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林、伐期の延長をすべき森林の順番とします。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区 分	面積(ha)
水源かん養機能維持増進森林	26,951.28
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	388.28
快適環境形成機能維持増進森林	0
保健文化機能維持増進森林	803.02
木材等生産機能維持増進森林	20,693.99
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	0

※森林の区域については、別紙区域図に図示することとします。

別表2 施業の方法

(旧油木町)

区 分	区 域												面積(ha)				
	林班	準林班															
伐期の延長をすべき森林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	94.04
	002	01	02	03	04	05	06	07	09	12	62.84						
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	73.50				
	004	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	56.75					
	005	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	74.78			
	006	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	69.79			
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	68.67					
	008	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	73.12				
	009	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	56.75				
	010	01	02	03	04	05	06	07	08	09	58.98						
	011	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	60.71				
	012	01	02	03	04	05	06	07	08	09	59.29						
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	78.16	

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	014	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16	79.99
	015	01 02 03 04 05 06 07 08 09	44.42
	016	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 13	77.41
	017	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	51.19
	018	01 02 03 04 05 06 07 08 09	45.25
	019	01 02 03 04 05 06 07 08 09	43.74
	020	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	64.15
	021	01 02 03 04 05 06 07 08 09	50.18
	022	01 02 03 04 05 06	37.10
	023	01 02 03 04 05 06 08	53.56
	024	01 02 03 04 05 06 07 08 09	56.78
	025	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	58.82
	026	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	72.11
	027	01 02 03 04 05 06 07	39.52
	028	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	65.41
	029	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	54.63
	030	01 02 03 04 05 06 07 08 09	56.41
	031	01 02 03	12.21
	032	01 02 03	37.60
	033	01 02 03 04 05 06 07	34.25
	034	01 02 03 04	17.77
	035	01 02 06 07	16.12
	036	01 02 03 04 05	30.09
	037	01 02 03 04 05 06 07 08	48.87
	038	01 02 03	13.12
	039	01 02 03 04 05	23.02
	040	01 02 03 04 05 06 07 08 09	54.86
	041	01 02 03 04 05	30.24
	042	01 02 03	22.53
	043	01 02 03 04	23.44
	044	01 02	11.06
	045	01 02 03 04 05	26.78
	046	01 02 03 04 05 06 07 09 10	53.60

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	047	01 02 03 04 05 06	47.43
	048	01 02 03 04 05 06 07 08	42.97
	049	01 02 03 04 05 06 07 08 09	57.05
	050	01 02 03 04 05	30.42
	051	01 02 03 04 05 06	25.12
	052	02 03 04 05 06 08	39.81
	053	01 02 03 04 05	22.73
	054	02 03	12.35
	055	01 02 03 04 05	17.85
	056	01 02 03 04 05	14.52
	057	01 02	11.38
	058	01 02	10.45
	059	01 02 03	18.51
	060	01 02 03 05 06	33.02
	061	01 02 03	19.33
	062	01 02 03 04 05 06 08 09 10	61.74
	063	01 02 03 04 05 06 07	42.99
	064	01 02 04	28.31
	065	01 03 04 06 07	41.40
	066	01 02 03 04 07	42.38
	067	03 04 05 06 07 08	45.51
	068	01 02 04 05 06 07	28.62
	069	01 02 03 04 05 06	36.28
	070	01 02 03 04 05	22.59
	071	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13	62.52
	072	01 02 03 04 05 06 07 08 09	46.88
	073	01 02 03 04 05 06 07	38.69
	074	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13	70.56
	075	01 02 03 04 05 06 07 08	43.65
	076	01 02 03	18.55
	077	01 02 03 04	14.96
	078	01 02 03 04	14.16
	079	01 02 03 04 05 06 07 09 10 11 12 13	71.85

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	080	01 02 03 04 05	22.89
	081	01 02 03	6.31
	082	01 02 03	16.68
	083	01 02	7.02
	084	01	6.59
	085	01 02 03 04 05 06 07	33.92
	086	01 02 03 04	19.41
	087	01 02 03	34.56
	088	01 02 03	7.20
	089	01 02 03 04 05	38.15
	090	01 02 03 04	29.14
	091	01 02 03 04	20.66
	092	01 02 03 04	29.11
	093	01 02 03 04 05 06 07	34.96
	094	01	6.35
	095	01 02 03	35.75
	096	01 02 03 04 05 06 07	52.42
	097	01 02 03 04 05	33.80
	098	01 02 03 04 05 06 07	43.76
	099	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	68.96
	100	01 02 03 04	17.66
	101	01 02 05	12.20
	102	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	71.13
	103	01 02 03 04 05 06 07 08 09	60.26
	104	01 02 03 04 05 06 07 08	63.41
	105	01 02 03 04 05 06	39.02
	106	01 02 03 04 05	38.06
	107	01 02 03 04 05 06 07	59.23
	108	01 02 03 04 05 06 07 08	50.02
	109	01 02 03 04 05	38.12
	110	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	59.42
	111	01 02 03 04 05 06 07	84.95
	112	01 02 03 04 05	41.06

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	113	01 02 03 04 05 06 07 08	44.13
	114	01 02 03 04 05 06 07	38.50
	115	01 02 03 04 05 06 07	35.38
	116	01 02 03 04	13.29
	117	01	7.96
	118	01 02 03 04 05 06	33.41
	119	01 02 03 04 05 06 07 08 09	59.05
	120	01 02 03 04 05 06	33.56
	121	01 02 03 04 05	27.28
	122	01 02 03 04 05 06 07	33.82
	123	01 02	14.30
	124	01 02 03 04 05 06 07 08	52.02
	125	01 02 03 04 05 06	34.47
	126	01 02 03	20.84
	127	01 02 03 04 05 06	34.19
	128	01	11.20
	129	01 02 03 04	27.83
	130	01 02 03 04	22.97
	131	01 02 03 04	28.02
	132	01 03 04	12.12
	133	01 02 03 04 05 06 07 08	43.50
	134	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	31.47
	135	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	62.30
	136	01 02 03 04 05 06 07 08	31.84
	137	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	56.30
	138	01 02 03 05 06 07 08 09 10 11 12	65.27
	139	01 02 03 04 05	28.77
	140	01 02 03 04 06 07 08 09	61.18
	141	01 02 03 04 05 06 07	44.92
	142	01 02 03 04 05 06 07 08 10 11 12	77.78
	143	01 02 03 04 06 07 08 09 10	51.01
	144	01 02 03 04 05 06	32.47
	145	01 02 03 04 05 06	42.33

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	146	01 02 03 04 05 06	59.03
	147	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	50.30
	148	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	62.60
	149	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17	91.84
	150	01 02 03 04 05	45.52
	151	01 02 03 04 05	40.43
	152	01 02 03 04 05	52.18
	153	01 02 03 04 05 06	51.94
	154	01 02 04 05 06 07	37.79
	155	01 02 03 04 05	29.57
	156	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	76.00
	157	01 02 03 04 05	26.02
	158	01 02 03 04	22.48
	159	01	22.46
	160	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	80.58
	161	01 02 03 04 05 06 07	63.03
	162	01 02 03 04	41.31
	163	01 02 03 04	29.69
	164	01 02 03 04 05	36.54
	165	01 02 03 04	24.12
	166	01 02 03 04 05 07 08 09 10	70.40
	計		6,837.68
長伐期施 業を推進 すべき森 林	002	08	5.27
	029	04 07 09	2.11
	080	03	1.10
	090	02	0.10
	132	02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	66.03
	135	03	1.06
	140	03	2.60
	142	01	0.22
	154	04	1.18
	160	06	1.12
161	05 06	3.15	

(旧油木町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	163	04	1.13
	164	04	0.33
	計		85.40
複層林施 業を推進 すべき森 林（択伐 を除く）	096	02	4.00
	098	05 06 07	13.90
	100	01 03 04	3.77
	101	01 02 03 04 05	25.68
	109	04 05	3.73
計		51.08	
択伐によ る複層林 施業を推 進すべき 森林	084	01	7.96
	104	01	0.10
	113	02 03	1.27
	114	02 03 04	1.27
	116	02 03 04	6.54
	118	04	0.36
	142	09	5.27
	160	06	1.51
計		24.28	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
伐期の延 長をすべ き森林	001	01 02 03 05 06 07 08	55.96
	002	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	67.95
	003	01 02 03 04 05 06 07	42.98
	004	01 02 03 04 05	32.87
	005	01 02 03 04 05 06 07	39.46
	006	01 02 03 04	23.52
	007	01 02 03 05 06 07 08	77.07
	008	01 02 03 04 05 06	48.47
	009	01 02 03 04 05	38.76

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	010	01 02 03	23.16
	011	01 02 04 07 08 10	92.98
	012	01 02 03 04 05 06	37.73
	013	01 02 03 04 05 06	42.19
	014	01 02 03 04 05 06 07	54.00
	015	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14	86.69
	016	01 02 03 04 05 06 07	44.61
	017	01 02 03 04 05 06 07	46.38
	018	01 02 03 04	23.27
	019	01 02 03 04 05 06 07 08 09	56.79
	020	03 05	1.45
	021	04 05 06 07	34.14
	022	01 02 03 04 05 06 07 08	62.34
	023	01 02 03 04 05 06 07	28.81
	024	01 03 05	5.86
	025	03 04 05	15.59
	026	03 04 05 06 07 08 09	35.52
	027	01 02 03 04 05	32.81
	028	01 02 03 04 05 06 07 08	55.93
	029	01 02 03 04 05 06 07 08	53.30
	030	01 02 03 04	21.63
	031	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	65.61
	032	01 03 04 05 06 07 08	56.20
	033	01 02 03 04 07 08 09	53.04
	034	01 02 03 04	29.88
	035	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	69.30
	036	01 02 03 04 06	29.77
	037	01 02 03 04 05 06 07 08	58.83
	038	01 02 03 06 07 08 09	31.97
	039	01 06 07 08	24.29
	040	01 02 03 04 05 06 07 08 09	61.84
	041	01 02 03 04 05	27.92
	042	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	73.48

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	043	01 02 03	26.02
	044	01 02 03 04	23.57
	045	01 02 03 04 05	23.05
	046	01 02 03 04 05 06 07 08	49.40
	047	01 02 03 04 05	29.34
	048	01 02 03 04 05	27.25
	049	01 02 03	21.54
	050	01 02 03	21.07
	051	01 02 03 04 05 06 07	44.40
	052	01 02 03 04 05 06	27.63
	053	01 02 03 04 05	33.86
	054	01 02 03 04 05	29.11
	055	01 02 03 04 05 06 07	41.08
	056	01 02 03 04 05	27.60
	057	01 02 03 04 05 06	42.38
	058	01 02 03	14.57
	059	01 02 03 04 05	29.28
	060	01 02 03 04 05	23.40
	061	01 02 03 04 05	25.34
	062	01 02 03 04 05 06	33.81
	063	01 02 03 04 05	22.80
	064	01 02 03 04 05	40.53
	065	01 02 03 04	25.19
	066	01 02 03 04	28.58
	067	01 02 03 04 05	34.48
	068	01 02 03 04 05	31.02
	069	01 02 03	22.94
	070	01 02 03 04 05 06 07	37.96
	071	01 02	11.76
	072	01 02 03	13.24
	073	01 02 03 04 05 06 07 09 10	50.45
	074	01 02 03 04	23.68
	075	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	49.63

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	076	01 02 03 04 05 06 07	40.48
	077	01 02 03 04 05 06 07 08 09	54.12
	078	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	54.77
	079	01 02 03	25.53
	080	01 02 03 05 06 07 08 09 10 11	59.95
	081	01 02 03 04 05 06 07	45.71
	082	01 02 03 04 05 07 08	54.18
	083	01 02 03 04	21.09
	084	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	53.50
	085	01 02 03	23.21
	086	01 02 03	20.08
	087	01	23.20
	088	01 02 03	26.19
	089	01	27.78
	090	01 02 03 04 05 06 07 08	47.35
	091	01 02 03 04 05 06	38.57
	092	01 02 03 04	26.29
	093	01 02 03 04 05 06 07	42.44
	094	01 02 03 04 05 06 07 08 09	55.78
	095	01 02 03 04 05 06 07	39.35
	096	01 02	20.07
	097	01 02 03 04 05 06 07	47.19
	098	01 02 03	22.15
	099	01 02 03 04 05 06	47.26
	100	01 02 03 04 05 06 07	42.58
	101	01 02 03 04 05 06 07 08	49.64
	102	01 02 03 04	21.32
	103	01 02 03 04 05 06 07 08 09	61.01
	104	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	57.39
	105	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	46.60
	106	01 02 03 04	27.10
	107	01 02 03 04 05 06 07 08 09	45.14
	108	01 02 03 04 05	29.16

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	109	01 02 03 04 05 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16	68.78
	110	01 02 03 04 05 06 07	50.93
	111	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	66.67
	112	01 02 03 04 05 06 07	39.45
	113	01 02 03 04 05 06	32.20
	114	01 02 03 04 05	28.46
	115	01 02 03 04 05 06 07	32.05
	116	01 02 03 04 05	31.99
	117	01 02 03 04 05 06 07 08	41.37
	118	01 02 03 04 05 06 07 08 09	44.46
	119	01 02 03 04 05 06 07 08 09	49.31
	120	01 02 03 04 05 06 07 08 09	44.85
	121	01 02 03 04 05 06	29.45
	122	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	63.58
	123	01 02 03 04 05	30.87
	124	01 02 03 04 05 06	41.26
	125	01 02 03 04	23.49
	126	01 02 03 04 05 06 07 08 09	61.95
	127	01 02 03 04 05 06	25.37
	128	01 02 03	19.35
	129	01 02 03 04 05 06 07	32.13
	130	01 02 03 04 05 06	35.98
	131	01 02 03 04 05 06 07	42.29
	132	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	49.06
	133	01 02 03 04 05 06 07	32.52
	134	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15	95.73
	135	01 02 03 04	19.30
	136	01 02 03 04 05	26.09
	137	01 02 03 04 05	27.39
	138	01 02 03 04	26.99
	139	01 02 03 04 05	25.01
	140	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	76.11
	141	01 02 03 04 05 06 07	40.17

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	142	01 02 03 04 05	26.24
	143	01 02 03 04 05 06	29.96
	144	01 02 03 04 05 06	35.31
	145	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	64.41
	146	01 02 03 04 05 06 07	40.23
	147	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13	67.69
	148	01 02 03 04 05 06 07	50.11
	149	01 02 03 04 05 06 07	48.46
	150	01 02 03 04 05 06 07 08	61.01
	151	01 02 03 04 05 06 07	46.25
	152	01 02 03 04 05 06	42.42
	153	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	78.05
	154	01 02 03 04 05 06 07 08 09	69.21
	155	01 02 03 05 06 07 08 09 10 11 12 13	71.91
	156	01 02 03	35.13
	157	01 02 03 04 05 06 07 08	52.97
	158	01 02 03 04	32.81
	159	01 02 03 04 05 06	41.41
	160	01 02 03 04 05 06 07	42.89
	161	01 02 03 04 05 06 07 08 09	38.69
	162	01 02 03 04	22.66
	163	01 02 03 04	29.16
	164	01 02 03 04 05 06	49.17
	165	01 02 03 04 05	25.87
	166	01 02 03 04 05 06 07 08	49.24
	167	01 02 03 04 05 06	47.09
	168	01 02 03 04 05	30.08
	169	01 02 03 04 05	33.28
	170	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	52.79
	171	01 02 03	23.17
	172	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	53.46
	173	01 02 03 04 05 06 07	46.90
	174	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14	63.86

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	175	01 02 03 04 05 06 07	60.10
	176	01 02 03 04 05 06 07	53.94
	177	01 02 03	21.06
	計		7,138.09
長伐期施 業を推進 すべき森 林	002	01	1.97
	005	05	0.01
	009	02 03	1.71
	015	07 12	0.40
	018	04 05 06	24.25
	019	10	5.83
	020	01 02 03 04 05	55.74
	021	01 02 03 05	17.12
	023	05 06 07	22.90
	024	01 02 03 04	19.04
	025	02 06 09	13.68
	026	03 04 05	24.67
	030	04 05	9.95
	033	01 03 06 10	27.46
	036	04 05	17.14
	038	03 04 05	16.77
	039	02 03 04 05 09	23.59
	107	01 04 06 07	13.54
	109	06 07 09	6.29
	110	01 04	1.66
138	03	0.78	
139	02 03	3.30	
154	09		
158	04	0.20	
	計		308.00
複層林施業を推進すべき森林（択伐を除く）			該当なし
択伐によ る複層林 施業を推	018	06	0.18
	020	06	18.41
	021	01 02	11.22

(旧神石町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
進すべき 森林	023	05 07	5.31
	024	01 05	13.08
	025	01 02 07 08 09	27.17
	026	01 02 03	12.93
	030	05	5.71
	033	01 03 10	27.14
	138	03	1.72
	152	01	0.01
	計		122.88
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし

(旧豊松村)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
伐期の延 長をすべ き森林	001	01 02 03 04 05 06 07	67.00
	002	01 02 03 04 05 06	41.25
	003	01 02 03 04 05 06 07	65.49
	004	01 02 03 04	37.75
	005	01 02 03 04 05 06 07	57.23
	006	01 02 03 04 05 06	36.07
	007	01 02 03 04 05	57.50
	008	01 02 03 04	32.97
	009	01 02 03	30.53
	010	01 02 03 04	31.44
	011	01 02 03 04 05 06 07	34.96
	012	01 02 03 04 05 06	61.20
	013	01 02 03 04	44.77
	014	01 02 03 04 05	52.20
	015	01 02 03 04 05	45.92
	016	01 02 03 04 05 06 07	58.58
	017	01 02 03 04 05	34.23
	018	01 02 03 04	29.29
	019	01 02 03 04 05 06 07 08 09	59.47

(旧豊松村)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	020	01 02 03 04 05 06 07 08	58.92
	021	01 02 03 04	35.64
	022	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14	91.92
	023	01 02 03 04 05 06 07 09 10 11 12 13	75.71
	024	01 02 03	15.95
	025	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	82.09
	026	01 02 03 04 05 06 07	42.96
	027	01 02 03 04 05 06 07 08	55.31
	028	01 02 03 04 05 06 07 08	41.45
	029	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	74.38
	030	01 02 03 04 05 06	23.15
	031	01 02 03 04 05 06 07 08	46.04
	032	01 02 03 04 05 06	42.20
	033	01 02 03 04 05 06 07	49.68
	034	01 02 03 04 05 06	44.37
	035	01 02 03 04 05 06 07	44.27
	036	01 02 03 04	23.47
	037	01 02 03 04 05 06	46.60
	038	01 02 03 04 05 06 07	74.90
	039	01 02 03 04 05 06	39.08
	040	01 02 03 04	39.54
	041	01 02 03 04	38.00
	042	01 02 03	15.43
	043	01	24.20
	044	01 04 06 07	9.73
	045	01 02 03 04 05	39.34
	046	01 02 03 05 06	39.57
	047	01 02 03 04 05	39.57
	048	01 02 03 04 05 06	46.43
	049	01 02 03 04 05 06	58.28
	050	01 02 03 04 05 06 07 08 09	60.05
	051	01 02 03 04 05 06	40.40
	052	01 02 03 04 05	36.92

(旧豊松村)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	053	01 02 03 04 05	39.41
	054	01 02 03 04	32.07
	055	01 02 03 04	30.60
	056	01 02 03 04 05 06	45.97
	057	01 02 03 04 05 06	41.33
	058	01 02 03 04 05 06 07 08	57.32
	059	01 02 03 04 05 06	51.51
	060	01 02 03 04 05 06	37.67
	061	01 02 03 04 05	32.95
	062	01 02 03 04 05 06	25.23
	063	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	69.91
	064	01 02 03 04 05 06	36.25
	065	01 02 03 04 05 06	57.01
	066	01 02 03 04 05 06 07 08	64.57
	067	01 02 03 04 05 06 07	44.92
	068	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	60.84
	069	01 02 03 04 05 06	42.87
	070	01 02 03 04 05	44.15
	071	01 02 03 04 05 06	55.30
	072	01 02 03 04 05 06	54.70
	073	01 02 03 04 05 06 07	51.12
	074	01 02 03 04 05 06 07 08	59.49
	075	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	66.80
	076	01 02 03 04 05	23.18
	077	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	49.89
	078	01 02 03 04 05	34.89
	079	01 02 03 04	32.98
	080	01 02 03 04 05 06 07	85.72
	081	01 02 03	41.09
	082	01 02 03 04 05	57.80
	計		3,800.94
長伐期施 業を推進	001	05	0.77
	009	01 02	0.66

(旧豊松村)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
すべき森 林	055	01	6.92
	080	01	1.96
	082	02 03 04 05	3.53
	計		13.84
複層林施 業を推進 すべき森 林（択伐 を除く）	039	06	8.98
	044	01 02 03 04 05	39.49
	計		48.47
択伐によ る複層林 施業を推 進すべき 森林	001	06 07	0.60
	035	06	0.15
	045	01	0.18
	054	02 03 04	0.18
	060	02 04 05 06	2.48
	計		3.59
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
伐期の延 長をすべ き森林	001	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	62.72
	002	01 02 03 04 05 06	49.97
	003	01 02 03 04 05 06 07 08	67.64
	004	01 02 03 04 05	46.45
	005	01 02 03	34.95
	006	01 02 03 04 05 06 07	60.63
	007	01 02 03 04	76.86
	008	01 02 03	79.53
	009	01 02 03 04 05 06 07	36.99
	010	01 02 03 04 05	44.58
	011	01 02 03 04 05 06 07	65.83
	012	01 02 03 04	34.29

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	013	01 02 03 04 05	51.06
	014	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	73.79
	015	01 02 03 04 05 06 07 08	61.36
	016	01 02 03 04 05	37.18
	017	01 02 03 04 05 06 07	50.92
	018	01 02 03 04 05	32.62
	019	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	85.30
	020	01 02 03 04 05 06 07 08	41.15
	021	01 02 03 04	35.41
	022	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16	118.28
	023	01 02 03 04 05	63.91
	024	01 02 03 04 05 06	46.40
	025	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	88.46
	026	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13	73.85
	027	01 02 03 04 05	31.55
	028	01 02 03 04 05 06 07 08 09	56.39
	029	01 02 03 04 05 06	53.04
	030	01 02 03	23.98
	031	01 02	30.52
	032	01 02 03 08	22.98
	033	01 02 03 04 05 06 07	26.69
	034	01 02 03 04 05 06	28.96
	035	01 02 03 04 05 06 07	19.86
	036	01 02 03 04 05 06 07 08 09	46.37
	037	01 02 03 04 05	41.14
	038	01 02 03 04 05	25.54
	039	01 02 03	37.90
	040	01 02 03 04 05 06	44.47
	041	01 02 03 04 05	25.16
	042	01 02 03 04 05 06	34.40
	043	01 02 03 04	24.64
	044	01 02 03 04 05 06 07 08	63.58
	045	01 02 03 04 05 06	89.32

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	046	01 02 03 04	43.29
	047	01 02 03 04 05 06 07	73.43
	048	01 02 03 04 05 06 07	65.14
	049	01 02 03 04 05 06 07	73.86
	050	01 02	24.00
	051	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	84.10
	052	01 02 03 04 05	44.32
	053	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	69.33
	054	01 02 03 04 05	31.48
	055	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	69.62
	056	01 02 03 04 05 06 07 08 09	73.17
	057	01 02 03 04 05 06 07	44.02
	058	01 02 03 04 05 06 07 08	39.82
	059	01 02 03 04 05 06 08 09	44.73
	060	01 02 03 10 11 12 13 14 15 16 17 18	109.15
	061	01 02 03 04 05 06	45.68
	062	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	79.42
	063	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	62.75
	064	01 02 03 04 05 06 07	44.16
	065	01 02 03 04 05 06 07 08 09	55.92
	066	01 02 03 04 05	37.71
	067	01 02 03 04 05 06 07 08	49.56
	068	01 02 03 04 05 06 07	36.28
	069	01 02 03 04 05 06 07	37.78
	070	01 02 03 04 05	22.05
	071	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	44.66
	072	01 02 03 05	15.33
	073	01 02 03 04 05	21.74
	074	01 02 03 04	33.91
	075	02 03 04 05 06 07	30.22
	076	01 02 03 04	26.24
	077	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	54.06
	078	01 02 03 05 06 07 08 09 10 11	44.99

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	079	01 02 03 04 05 06 07	41.34
	080	01 02 03 04 05 06	35.08
	081	01 02 03 04 05 06 07 08	42.59
	082	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13	69.52
	083	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	85.23
	084	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	63.64
	085	01 02 03 04 05	31.92
	086	01 02 03 04 05 06 07 08	53.21
	087	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	68.03
	088	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	76.81
	089	01 02	27.87
	090	01 02 03 04 05 06 07	55.00
	091	01 02 03 04	26.54
	092	01 02 03 04	28.64
	093	01 02 03 04	18.68
	094	01 02 03 04 05 06 07	39.01
	095	01 02 03 04 05	24.39
	096	01 02 03 04 05 06 07 08	32.98
	097	01 02 03 04 05 06 07 08	40.89
	098	01 02 03 04 05 06 07	35.76
	099	01 02 03	28.75
	100	01 02 03 04	15.25
	101	01 02 03 04 05 07 08 09 10 11	67.79
	102	01 02 03 04 05	40.23
	103	01 02 03 04 05 06	37.29
	104	01 02 03 04 05	38.08
	105	01 02 03 04 05 06 07 08 09	40.72
	106	01 02 03 04 05 06 07	54.06
	107	01 02 03	18.74
	108	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	58.94
	109	01 02	24.56
	110	01 02 03 04 05 06	42.74
	111	01 02 03 04 05 06 07 08 09	63.51

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	112	01 02 03 04 05 06 07	62.96
	113	01 02 03 04 05 06 07 08	56.51
	114	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	80.83
	115	01 02 03 04 05 06 07 08	52.47
	116	01 02 03 04 05 06 07 08	54.62
	117	01 02 03 04 05	16.83
	118	01 02 03 04 05	26.81
	119	01 02 03 04 05 06 07 08 09	70.04
	120	01 02 03 04 05	28.46
	121	01 02 03 04 05 06	32.38
	122	01 02 03 04 05 06 08 09	36.79
	123	01 02 03 04	22.81
	124	01 02 03 04 05 06 07 08	42.42
	125	01 02 03 04 05 06 07	50.20
	126	01 02 04 05 06 07 08 09	57.29
	127	01 02 03 04 05 06 07 08	53.09
	128	01 02 03 04 05 06	50.75
	129	01 02 03 04 05 06 07 08	51.61
	130	01 02 03 04 05 06 07 08	55.53
	131	01 02 03 04 05 06 07 08 09	51.79
	132	01 02 03 04 05 06	61.32
	133	01 02 03 04	16.61
	137	01 02 03 04 05 06 07 08	54.46
	138	01 02 03 04 05	34.84
	139	01 02 03 04 05 06	32.72
	141	01 02 03 04 05 06	40.46
	142	01 02 03 04 05 06 07	47.72
	143	01 02 03 04	25.55
	144	01 02 03 04 05	31.07
	145	01 02 03 04 05 06 07 08	41.08
	146	01 02 03 04 05 06	32.10
	147	01 02 03 04 05 06 07 08	36.50
	148	01 02 03 04	26.10

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	149	01 02 03 04 05 06	27.58
	150	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18	80.12
	151	01 02 03 04 05 06 07	28.06
	152	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16	79.64
	153	01 02 03 04 05 06 07 08	37.45
	154	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15	62.63
	155	01 02 03 04 05 06 07 08 09	30.67
	156	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	57.82
	157	01 02 03 04 05 06 07 08	44.98
	158	01 02 03 04 05 06 07 08 09	37.92
	159	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	63.66
	160	01	31.79
	161	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	39.57
	162	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16	78.52
	163	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15	78.27
	164	01 02 03 04 05 06 07 08	38.57
	167	01 02 03 04 05 06 07	71.56
	168	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10	32.28
	169	01 02 03 04 05 06 08 09 10 11 12	48.23
	170	01 02 03 04 05 06 07	33.03
	171	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	59.34
	172	01 02 03 04 05 06 07	27.31
	173	01 02 03 04	26.93
	174	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	52.24
	175	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12	74.07
	計		7,983.29
長伐期施 業を推進 すべき森 林	002	05	1.13
	011	06	1.75
	015	02 03 04 06 07 08	7.96
	025	02 03 08	1.69
	026	02 07 08	6.83
	029	03 05 06	0.61
	030	01	1.42

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	032	04 05 06 07	16.70
	033	02 03 04 07	4.87
	034	03	10.67
	035	06 07	12.96
	036	04 06	2.49
	042	05	5.59
	057	06	0.95
	058	03 04 05 06	21.38
	059	06 07	8.36
	060	03 04 05 06 07 08 09	39.09
	071	08	0.95
	072	02 03 04 05 06	27.32
	073	02 03 04 06 07 08 09	36.85
	075	01 02 03 04 05 07	26.01
	076	02 03 04 05	6.89
	077	01 03 06 08 09	10.01
	078	04 11	11.72
	079	04 05	6.56
	080	01	0.63
	081	03	0.98
	082	05	1.49
	083	04 05 06 09	1.31
	084	09	0.68
	086	01 03	1.08
	089	01	0.62
	090	07	0.84
	093	03	1.87
	094	04	3.97
	096	05 06 07 08	1.57
	097	05	0.88
	100	01 03 04	7.10
	121	01 05 06	18.72
	122	01 02 06 08 09	17.03

(旧三和町)

区 分	区 域		面積 (ha)
	林班	準林班	
	127	06 08	2.48
	128	01	0.31
	134	01 02 03 04 05	26.15
	135	01 02 03 04 05 06	36.41
	136	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11	75.49
	140	01 02 03 04 05 07	26.65
	165	01	24.60
	169	03 04 07	9.90
	計		531.52
複層林施業を推進すべき森林（択伐を除く）			該当なし
択伐による複層林施業を推進すべき森林	025	02	0.05
	056	02 05	0.14
	057	02 06	0.05
	058	01 02 03 07	0.18
	165	01	1.80
	計		2.22
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし

(共通／旧市町) 準林班は、一部指定を含む。なお、面積は2020年調査数値であり令和3年度に樹立した計画からの変更はなし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者の状況，森林施業の実施状況，森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し，長期の施業の受託，森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を図ります。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

地域の森林資源の現況，地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」等行政計画の目標等を勘案して，森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ，施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成による森林の経営の規模拡大を促進するものとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために，施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を通じ，森林の経営や管理が適切に行われていない森林について，適切な経営や管理の確保を図ることとします。

また，経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては，当該計画が神石高原町森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとします。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位での森林所有者への働きかけを行うことで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

特になし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 (50) 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 (15) 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林道専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進します。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用します。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）はスギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に林道の開設にあたっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (旧市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		旧三和町	下阿下	2,000	36	○		国連絡
拡張	自動車道		旧油木町	大島	3,409	113	○		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 4 月 1 日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成 23 年 6 月 1 日最終改正）に即して開設します。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、およそその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとします。

① 傾斜 25° 以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとします。

② 傾斜 25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとします。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や町の林務担当課と協議するものとします。

イ その他必要な事項

本町内には、過去の地すべりにより形成された、規模の大きな地すべり地形や崩壊地形が広い範囲に分布しています。比較的少雨地帯であることが幸いし、個々の被害は軽微ですが、近年の豪雨等の異常気象下では大規模な地すべりが発生する可能性を有しています。

このため、路線選定に当たっては、地形・地質の安定している個所を通過するように選定し、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波型勾配とします。また、やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画することとします。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりです。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他森林整備の方法に関する必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー^{※1}及び木材生産や道づくりを担う現場技能者（フォレストマネージャー〔統括現場管理責任者〕、森林作業道作設オペレーター等）の育成を県や関係機関と連携して取り組みます。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業体のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業体の連携について、県や関係機関とともに推進します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施します。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材 造材 運材	緩傾斜	チェーンソー	ハーベスタ
		グラップルローダ （ハーベスタ）	グラップルローダ （ハーベスタ） ※ロングリーチ含む
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		運材車 フォワーダ	フォワーダ ※ホイールタイプ含む
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機 スイングヤーダ	スイングヤーダ、タワーヤーダ、 自走式搬器
		チェーンソー	プロセッサ（ハーベスタ）
		—	—
造林 保育等	地拵	チェーンソー	グラップルローダ等
	下刈	刈払機	刈払機

※1 森林施業プランナーとは

提案型集約化施業の業務を行う者であり、森林経営計画を作成や施業提案書の作成・提示、現場技術者への施業の指示等の業務を行います。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工施設等の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画		
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号
製材工場	安田	200 m ²	①	該当なし		
製材工場	安田	250 m ²	②	該当なし		
木材チップ工場	李	250 m ²	③	該当なし		
椎茸加工施設	油木	54 m ²		該当なし		
椎茸加工施設	油木	50 m ²		該当なし		
椎茸集出荷施設	油木	80 m ²		該当なし		
製材工場	田頭	718 m ²	④	該当なし		
製材工場	田頭	915 m ²	⑤	該当なし		
製材工場	田頭	178 m ²	⑥	該当なし		
製材工場	下豊松	建築製材製造	⑦	該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	有木	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	笹尾	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	笹尾	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
乾燥機	上豊松	45 枚／台		該当なし		
散水機	上豊松	10 t / h a		該当なし		
製材所	小畠	31,000 m ³	⑧	該当なし		
製材所	高蓋	350 m ³	⑨	該当なし		
チップ工場	井関	2,500 m ³	⑩	該当なし		
製材所	階見	1,800 m ³	⑪	該当なし		
製材所	坂瀬川	760 m ³	⑫	該当なし		

※（資料編 位置図参照）

4 その他必要な事項

特になし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

(2) 鳥獣害の防止の方法 設定なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防方法等

マツ枯れ被害については、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全などの保全機能森林を有する森林を守るべき松林として、被害状況を把握し、伐倒駆除等により被害拡大を抑え松林の維持を図ります。また、被害の状況によっては天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ります。

ナラ枯れについては確認されていないが、関係機関において県内の情報の共有化を図り、被害の早期発見、初期段階での防除に努めます。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行います。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行います。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ノウサギ等による森林被害が発生しており，その防止に向け，森林被害の発生状況の把握に努めるとともに，行政機関，森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

ニホンジカについては，軽微な森林被害が確認されていることから，被害防止に向け，本町，有害鳥獣捕獲対策協議会，神石郡森林組合，広島北部森林管理署，森林整備センター中国四国整備局広島水源林整備事務所の5者による「神石高原町における林業関係者が連携したシカ被害対策推進協定」と有機的に連携して，わな・銃器による捕獲を実施するほか，農業被害対策等とも連携して防除活動等を行います。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため，火災の発生が多い時期においては，山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めます。

また，保安林等県土保全上重要な地域を中心に，防火帯林道等の整備に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害，病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって，森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については，次表のとおりです。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
林班 005・010～012・014・019・035・051・053・063・064・071～080・082・083・085・086・088・090～092・094・100～103・119～122・129～131・167～171・175	三和地区

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は，巡視等により，森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとしします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項

造林, 保育, 伐採その他の施業の方法

施業の区域	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備
特になし。
- (2) 立木の期待平均樹高
次表のとおりとします。

森林保健施設の整備

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)																				
神石	永野	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	1159.85											
	高光	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	844.04			
	古川	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	905.64								
	福永	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	1160.84					
	草木	123	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	142	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	124	141	143	1395.93
	牧	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	413.51																						
	田頭	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	560.84																			
豊松	上豊松	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	1263.04						
	下豊松	12	30	31	32	62	63	64	65	66	67	474.17																						
	笹尾	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	898.16															
	有木	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	1236.9			
三和	小畠2	1	40	41	42	43	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	627.38																	
	父木野	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	174	175	1114.39												
	桑階	20	21	22	23	24	25	26	475.1																									
	高蓋	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	494.58																			
	木津和	44	45	46	47	48	49	50	432.63																									
	阿下	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	911.8																		
	小畠1	65	66	67	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	1176.98						
	井石	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	173	1090.51								
	坂瀬川	125	126	127	128	129	130	131	132	167	168	169	170	171	172	124	760.48																	

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)
三和	時安	133	134	135	136	137	138	139	140	142	144	145	146	1423.71
		147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	
		159	160	161	162	163	164	165	141	143				

※「地区名」は林班設定時の市町村区分である。 (※資料編 区域図参照)

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の大切さや魅力、森林林業の現状等について情報発信することで、森林施業への理解と地域住民や森林ボランティア、企業など住民参加による施業の実施を推進します。また、地域材の積極的な活用を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の散策などを通じた心と体の健康維持・増進、病気の予防のため、森林浴の積極的な推進、森林のセラピー機能を備えた既存の利用施設の活用について、情報発信を図っていきます。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森林散策道 （セラピーロード）	帝釈峡・神龍 湖エリア	散策道 12.2 km			
森林散策道 （セラピーロード）	仙養ヶ原 エリア	散策道 3.9 km			
星居山森林公園	阿下	バンガロー2棟 コテージ1棟 休憩所等			
森林公園きのこの森	坂瀬川	展望台1棟 林間広場等			
スコラ高原森林総合 利用促進施設	相渡	総合案内施設1棟 キャンプ場 林間広場等			
神石郡林業センター	安田	施設1棟			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域に身近な里山林については、地域住民等（自治振興会等）による里山林の保全・活用を行うための里山林の整備計画策定を推進し、森林ボランティアや企業のCSR活動などと連携協力し里山林整備を推進します。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町は、高梁川、江の川、芦田川水系であり、これらの流域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、水源の森として森林施業を推進します。

(3) 森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策 特になし。

(4) その他 特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積等
全域	強度間伐・更新伐による針広混交林化等	経営管理意向調査を順次実施し、町に管理を委託したい旨の回答を踏まえて作成した経営管理集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権が設定された森林について、計画的（場所・時期・施業内容等）に実施する。

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、森林管理署・地元林業事業者と連携して取り組みます。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民国連携した森林整備等に積極的に取り組みます。

8 その他必要な事項

従前の森林施業共同化重点的实施地区において、基幹路網の開設を継続的に行っている箇所は、次表のとおりです。

森林施業共同化重点実施地区において実施している基幹路網の整備

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
該当なし				

参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数(人)	平成12年	12,512	5,958	6,554	1,500	771	729	1,197	659	538	1,544	767	777	3,199	1,603	1,596	5,072	2,158	2,914
	平成17年	11,590	5,526	6,064	1,208	644	564	1,086	572	514	1,298	670	628	3,040	1,566	1,474	4,958	2,074	2,884
	平成22年	10,350	4,894	5,456	955	502	453	824	450	374	1,145	610	535	2,804	1,428	1,376	4,622	1,904	2,718
構成比(%)	平成12年	100.0	47.6	52.4	12.0	6.2	5.8	9.6	5.3	4.3	12.3	6.1	6.2	25.6	12.8	12.8	40.5	17.2	23.3
	平成17年	100.0	47.7	52.3	10.4	5.6	4.9	9.4	4.9	4.4	11.2	5.8	5.4	26.2	13.5	12.7	42.8	17.9	24.9
	平成22年	100.0	47.3	52.7	9.2	4.9	4.4	8.0	4.3	3.6	11.1	5.9	5.2	27.1	13.8	13.3	44.7	18.4	26.3

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち 木材・木製品製造業		
実数(人)	平成12年	7,906	2,803	86	-	2,889	2,257	516	2,760
	平成17年	6,913	2,289	67	1	2,357	1,891	-	2,665
	平成22年	6,267	2,029	33	-	2,062	1,596	74	2,609
構成比(%)	平成12年	100.0	35.5	1.1	-	36.5	28.5	6.5	34.9
	平成17年	100.0	33.1	1.0	0.0	34.1	27.4	-	38.6
	平成22年	100.0	32.4	0.5	-	32.9	25.5	1.2	41.6

(国勢調査)

2 土地利用

年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他の面積
		計	田	畑	果樹地			計		森林	原野		
					果樹園	茶園	桑園						
平成12年	38,181	1,709	1,255	431	23	-	-	-	-	31,070	30,728	342	5,402
平成17年	38,181	1,307	963	317	27	-	-	-	210	31,688	31,098	590	4,976
平成22年	38,181	1,294	945	311	38	-	-	-	-	31,129	30,550	579	5,758
-	100.0	3.4	2.5	0.8	0.1	-	-	-	-	81.5	80.0	1.5	15.1

(農林業センサス)

3 森林転用面積

年次	総数(ha)	工場・事業場用地(ha)	住宅・別荘地用地(ha)	ゴルフ場・レジャー用地(ha)	農用地(ha)	公共用地(ha)	その他(ha)
平成2年	463.0	130.0	27.0	77.0	14.0	12.0	203.0
平成12年	71.0	10.0	0.0	9.0	8.0	44.0	0.0
平成26年			0.4		0.9	26.2	0.4

(林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積 (平成31年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)	
	面積(A)(ha)	比率(%)	計(ha)	人工林(B)(ha)	天然林(ha)		
総数	30,623.40	100.0	29,311.07	10,950.66	18,360.41	35.8	
国有林	3,691.17	12.1	3,569.66	2,204.98	1,364.68	59.7	
公有林	計	628.19	2.1	612.37	390.97	221.40	62.2
	都道府県林	19.80	0.1	16.83	7.30	9.53	36.9
	市町村有林	481.03	1.6	468.30	334.37	133.93	69.5
	財産区有林	127.36	0.4	127.24	49.30	77.94	38.7
私有林	26,304.04	85.9	25,129.04	8,354.71	16,774.33	31.8	

(林業課調べ)

(2) 在町者・不在町者の森林所有面積

	年次	私有林合計	在町者 所有面積	不在町者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成26年	24,633.78	19,459.20	5,170.65	3,596.89	1,573.76
構成比(%)	平成26年	100	79.0	21.0	14.6	6.4

(県林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積

(平成27年4月1日現在)

単位 面積 ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	25,741.41	0.74	111.88	318.95	230.89	302.27	419.73	992.11	1,572.99	1,263.00	2,406.31	18,122.54
人工林計	8,745.68	0.74	37.83	171.72	194.44	246.20	343.76	839.49	1,226.34	955.31	1,297.71	3,432.14
スギ	1,745.40		5.66	2.21	4.61	2.88	7.06	31.79	65.84	48.92	133.93	1,442.50
ヒノキ	6,467.77	0.74	23.61	149.73	182.15	234.89	327.34	802.28	1,156.73	895.90	1,021.11	1,673.29
マツ類	363.01		1.32	5.86	0.18	0.21	0.56	2.41	1.43	10.39	141.08	199.57
ザツ	169.50		7.24	13.92	7.50	8.22	8.80	3.01	2.34	0.10	1.59	116.78
天然林	16,995.73		74.05	147.23	36.45	56.07	75.97	152.62	346.65	307.69	1,108.60	14,690.40
(備考)												

(林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	-	10～20ha	216	50～100ha	10
1～5ha	1,365	20～30ha	50	100～500ha	6
5～10ha	441	30～50ha	27	500以上	0
				総数	2,115

(農林業センサス 2015)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	98	166	
うち林業専用道	0	0	

(町調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
森林作業道	117	154,290	

(町調べ)

5 町における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (平成24年現在)
(単位 百万円)

総生産額(A)		28,343
内 訳	第1次産業	3,350
	うち林業(B)	471
	第2次産業	3,660
	うち木材・木製品製造業(C)	2,725
	第3次産業	21,265
B+C/A		11.3%

(注) 木材・木製品製造業の総生産額が不明のため、C欄は平成20年工業統計調査の値を用いた。
(市町経済計算, 工業統計調査)

(2) 製造業の事業所数, 従業者数, 現金給与総額 (平成24年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	31	566	174,623
うち木材・木製品製造業(B)	9	63	22,884
B/A	29%	11%	13%

(工業統計調査)

6 林業関係の就業状況 (平成27年現在)

区分	組合・ 事業者数	就業者数		備考
			うち作業員 数	
森林組合	1	31	24	(名称:神石郡)
生産森林組合	2			(名称:高蓋, 三組二戸)
素材生産業	7	39	21	
製材業	3	9	7	
森林管理署	1	1		三和事務所
合計	14	80	52	

(町調べ)

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	9		1	8			
モノケーブル	0						
リモコンウインチ	1			1			
自走式搬器	0						
運材車	8			7	1		
ホイールトラクタ	0						
動力枝打器	8		6	2			
トラック	5		1	4			
グラップルクレーン	21		3	18			
グラップルソー	5			5			
計	56		11	45			
フェラーパンチャ	0						
スキッド	0						
プロセッサ	1			1			
ハーベスタ	3		2	1			
フォワーダ	5		3	2			
タワーヤーダ	0						
スイングヤーダ	4		2	2			
その他	2		1	1			
計	15		8	7			

(町調べ)

8 林産物の生産概況

(平成 26 年度実績)

種類	素材	チップ(t)	苗木(ヒノキ:本)	しいたけ(kg)		なめこ(kg)	まつたけ(kg)
				生	乾		
生産量	29,220	1,240		920	1,500	120	78
生産額(百万円)				0.90	6.07	0.09	6.10

(広島県特用林産物生産販売統計, 町調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積, 樹種, 林齢, 材積等)	経営管理実施権 設定の有無

(町調べ)

10 その他必要なもの

公道（国，県，町道）の整備計画

（平成27年9月現在）

公道の種類	名称	位置	延長(km)	開設予定年度	備考
県道	草木高光線	高光	2.2	平成11年～	
	牧油木線	草木	0.86	平成12年～	
	新市七曲西城線	田頭	0.9	平成12年～	
	新市七曲西城線	田頭	1.9	平成13年～	
	三和油木線	高蓋	1.1	平成14年～	
町道	仁後線	古川	2.6	平成24年～	
	仁川谷線	笹尾	1.07	平成25年～	
	時安線	時安	4.7		
	日の郷線	中平	0.74		
	高蓋上下線	階見	1.4		
	宇賀線	福永	2.1		

（町調べ）